

## 第13号議案

### 令和2年度群馬県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度群馬県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数及び処理水量

流域関連市町村数	11市7町1村
年間総処理水量	73,464,047m <sup>3</sup>
1日平均処理水量	201,271m <sup>3</sup>

(2) 主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業	2,963,959千円
ロ 単独流域下水道建設事業	116,950千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	流域下水道事業収益		10,585,851千円
第1項	営業収益		4,053,428千円
第2項	営業外収益		6,532,423千円
支		出	
第1款	流域下水道事業費用		10,525,655千円
第1項	営業費用		10,068,788千円
第2項	営業外費用		347,233千円
第3項	特別損失		109,634千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,151,259千円は、当年度分損益勘定留保資金990,403千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,196千円及び引継現金 100,660千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款	流域下水道事業資本的収入		3,393,909千円
第1項	企業債		1,061,000千円
第2項	国庫補助金		1,660,390千円
第3項	他会計出資金		23,010千円
第4項	工事費負担金		649,509千円
支		出	
第1款	流域下水道事業資本的支出		4,545,168千円
第1項	建設改良費		3,080,909千円
第2項	企業債償還金		1,464,259千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ629,718千円及び779,702千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
社会資本総合整備 工事請負契約	令和3年度	2,633,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,061,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 446,144千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,803,203千円である。

令和2年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太